

総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会
洋上風力促進ワーキンググループ
交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会
合同会議（第16回）

日時 令和4年10月14日（金）15：00～16：33

場所 オンライン開催

1. 開会

○石井室長

定刻になりましたので、ただ今から総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ（第16回）および交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会（第19回）の合同会議を開催いたします。

皆さま、本日はご多用中のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

議事に入る前に、オンライン会議の運営に当たりましてご出席いただいている委員の皆さまへ事務的に3点お願いがございます。

1点目です。委員の先生方におかれましては、本委員会中ビデオをオフの状態でご審議いただきますようお願いいたします。また、ご発言時以外はマイクをミュート状態にしていただきますようお願いいたします。

2点目です。発言をご希望の際は、T e a m s 会議の手挙げ機能で合図を頂くようお願いいたします。

3点目です。通信トラブルが生じた際は、まず事務局にメールを入れていただきますようお願いいたします。改善が見られない場合には事前にご連絡いただいた緊急連絡先に事務局からご連絡いたします。

その他もし何かご不明点などございましたら、事前に事務局よりご連絡をしておりますメールアドレスまでお知らせください。

それでは、これからの議事進行については山内座長をお願いすることといたします。山内先生、よろしくをお願いいたします。

○山内座長

はい、承知いたしました。

議事に入る前にお伝えしたいことがございますが、まず本日の合同会議の一般傍聴につきましては、新型コロナウイルス対策に伴う政府の対応方針を踏まえまして、インターネット

中継による視聴方法により行うこととさせていただきます。

それから、本日の合同会議では、議題として公募における基地港湾の利用に関する考え方について検討を行いたいと思います。

それでは、まず初めに事務局から本日の資料の確認をお願いしたいと思います。

○石井室長

はい。インターネット中継でご覧の皆さまは、経済産業省また国土交通省のホームページにアップロードしておりますファイルをご覧ください。

本日の配付資料でございますが、議事次第、それから委員名簿、資料1としまして、公募における基地港湾の利用に関する考え方、資料2としまして、残る論点についての考え方、それから資料3としまして、これまでの議論を踏まえた公募プロセスの見直し案のまとめというものをご用意しております。

以上でございます。

○山内座長

はい、ありがとうございました。よろしゅうございますでしょうかね。

2. 説明・自由討議

(1) 公募における基地港湾の利用に関する考え方について

○山内座長

それでは、議事に入りたいと思います。先ほど言いましたように公募における基地港湾の利用に関する考え方について、まず事務局からご説明をお願いいたします。

○加賀谷室長

それでは、事務局から資料1についての説明をさせていただきます。公募における基地港湾の利用に関する考え方になります。

次のページをお願いします。近傍の複数の促進区域において同時に公募を実施する場合の基地港湾の利用ルールについて、前回の合同会議においてご審議を頂きました。会議では以下の2つの案を示させていただいてご指摘を頂いております。案の1が他の基地港湾の利用を認めず促進区域と基地港湾1対1の関係にする案でございます。案の2が他の基地港湾の利用を認め、利用重複時の選定ルールを定める案となっております。

ご指摘いただいた事項としましては、基地港湾の効率的な利用を図る観点や基地港湾利用の自由度が高いことなどから、案の2について賛成という意見がある一方で、予見性、合理性、透明性のあるルールがつけられるのかですとか、また評価点1位でも選定されないのは不公平なので、一方の利用計画に変更を促してもよいのではないかといったご意見も頂いております。

今回は重複利用時の選定ルールについて引き続き検討させていただいておりますので、

次ページ以降で利用ルールについて説明をさせていただきたいと思います。

次のページをお願いいたします。複数の促進区域を同時に公募する場合は、公募参加者の予見性を高めるためにも、基地港湾の利用期間の重複が起きないようにするということが望ましいというふうに考えておりますが、現状の基地港湾の状況では、次回の公募の対象区域のうち、近傍に位置する秋田県八峰町および能代市沖、秋田県男鹿市、潟上市および秋田市沖については、基地港湾として能代港、秋田港の利用が想定されておりまして、利用期間が重複した提案が提出されるといったことが想定されます。

前回の合同会議の議論も踏まえて、上記の2区域の公募時における基地港湾の利用ルールとして、前回お示した案2を前提に、事業者選定の具体的な方法について今回検討しております。

具体的な事業者選定のプロセスについては下の図になります。まず、事業者選定のプロセスでございますけれども、公募占用計画の提出から始まりまして、促進区域ごとに公募占用計画の審査、評価を行います。この時点では利用重複は考慮せずに評価点を海域ごとに算出いたします。

次に、利用重複があるなしで選択肢が分かりますけれども、重複がない場合には促進区域ごとに選定事業者が決定されます。重複する場合には、利用重複した基地港湾を利用できる公募参加者の決定といったプロセスに進みます。

この場合の検討事項として、検討事項1としてイメージを右のほうに付けておりますけれども、促進区域Aと促進区域Bの評価点が1位同士の者がa港の利用計画を前提に利用重複した場合に、a基地港湾をどちらの公募参加者に利用させるのかということを決めるためのルールが必要になります。

その次のプロセスですけれども、利用重複を避けた公募占用計画の選定を行うプロセスに進みます。検討事項2としてイメージを付けておりますけれども、右側のほうに促進区域Aの評価点1位の公募参加者が仮に基地港湾aを利用することになった場合に、もう一方の促進区域Bにおいてどのように事業者を選定するかルールを検討する必要があるということでございます。以上のプロセスを経て、促進区域ごとに選定事業者を仮決定することになります。

続いて落札制限が適用される場合には、これまでご議論いただいている落札制限の実施の考え方に従って海域の割り当てを決めていくことになります。

以上のプロセスを経て全ての促進区域において事業者を決定することになります。

続きまして、次のページをお願いいたします。それでは、検討事項ごとに運用ルールを事例を交えながら説明させていただきます。利用重複した基地港湾を利用できる公募参加者の決定方法になります。近傍の促進区域間で評価点1位の計画に利用重複が生じた場合、両区域の計画が同時に成り立たないので、利用重複した基地港湾を利用できる公募参加者を決定する必要があります。この場合、一方の促進区域においては評価点1位の計画ではなく、利用重複していない評価点2位以降の計画を選定することになります。落札制限の

海域の割り当てルールと同様に、全体としての評価点の下げ幅が最小限になるように、評価点1位の計画と利用重複しない時点の計画との点差に着目して、当該点差の大きな区域の評価点1位の公募参加者に利用重複した基地港湾を利用させるという考え方になります。ちなみにこの場合の点差が同じだった場合は、系統容量の大きな区域になるということになります。

具体的に真ん中の例のイメージ図で説明させていただきますと、促進区域Aでは1位がa港の利用を前提として、公募参加者①がおります。同海域で利用重複しない時点の計画は、2位の公募参加者②のb港を利用する計画としているものになります。この点差が30点でございます。

一方で促進区域Bでは1位の公募参加者と2位の公募参加者がa港の利用を前提にしている計画になりますので、同海域で利用重複していない時点の計画は、3番目の公募参加者の①の計画となり、この場合の1位との点差は15点になります。この点差に着目して、点差の大きい促進区域Aの1位の公募参加者がa港を利用するという仮決定されるということでございます。

ちなみに、一方の促進区域において提案があった全ての計画で利用重複があった場合ということで、極端な例になるかもしれませんが、一番下のほうに備考で示させていただいておりますけれども、例えば促進区域Aにおいて全ての公募参加者がa港利用の計画を提出した場合に、利用重複しない時点の計画は存在しないので、これも落札制限の考え方と同様に、評価点1位の計画と0点との点差を用いるということになります。

次のページをお願いいたします。それでは、続いての検討事項ですけれども、利用重複を避けた公募占用計画の選定の方法になります。利用重複した基地港湾を利用できない一方の促進区域において、利用重複を避けた公募占用計画の選定を行う必要があります。選定の方法としては、以下の2つの案を考えております。

まず案の α でございますが、利用重複した計画を無効という扱いにして、利用重複しない最も評価点の高い計画を選定するという案になります。イメージ図が描いてありますけれども、具体的には促進区域においてa港を利用する計画の公募参加者①が選定されておりますので、促進区域Bにおいてa港を利用する計画が無効となり、3番目のb港を利用する前提の公募参加者①が選定されるということになります。

この案の特徴と留意点といたしましては、利用重複時に計画が無効となる可能性があることは、公募参加者にとってリスクが極めて高いので、利用する基地港湾ごとの複数案の公募占用計画の提出を例外的に認めるなどの配慮が必要であろうと。ただし、この場合に公募参加者による計画策定の負担が増大するおそれがあるということでございます。

これに対して β の案でございますけれども、利用重複した計画の提出者、ただし利用重複しない最も評価点の高い計画以上の評価点を得た者に限るものに関して、利用重複を避けた計画の再提出を求め、再評価結果に応じて選定をするというものでございます。

この案について具体的にイメージ図をお示ししておりますけれども、促進区域Bにおい

て a 港利用ではない b 港利用の最高評価点の公募参加者①の評価点よりも高い、利用重複した計画の提出者である 1 番目の方と 2 番目の方、公募参加者③と公募参加者④に再提出を求めて再評価を行うものでございます。

この案の特徴と留意点といたしましては、案の α と比較して利用重複時に選定されないリスクが再提出の機会が与えられるという点で低いということ。また、計画の再提出で、再評価の期間として、3～4 カ月程度の期間の確保が必要ではないかと考えられること。また、選定後の事業実施に支障が生じないように、再提出、再評価の期間を踏まえて、選定予定時期を公募開始時に明示しておく必要があるということ。また、公平性の観点から再提出時の計画の変更事項を最小限にとどめるといったことなどが考えられます。

次お願いいたします。最後に落札制限を実施する場合の方法になります。落札制限を適用する場合には、次点の公募参加者との点差が大きな区域を優先して、系統容量の合計が一定規模に達するまで海域を順次割り当てる方法をこれまでお示ししているところでございます。

基地港湾の利用ルールを定める近傍の促進区域についても、同様の考え方により落札制限のルールを適用するというところでございます。この場合、基地港湾の利用が重複しない計画の組み合わせにより選定する必要がございますので、利用重複しない次点の計画との点差により海域の割り当て順を決めていくということになります。

海域の割り当ての方法について、例を以下の図で説明させていただきます。先ほどの β の案を採用した場合の落札制限適用前の仮選定の結果で選定されている各海域の参加者①の評価点と、利用重複しない次点の計画との差をそれぞれの海域ごとで見えていくということになります。促進区域 A についてまず見ていきますと、公募参加者①の次点となり、促進区域 B と利用重複が起こらない計画は公募参加者⑤となり、その評価点の差は 50 点になります。

次に、促進区域 B について見ていきますと、公募参加者①の次点となり、促進区域 A との利用重複が起こらない計画は公募参加者③となり、評価点の差は 10 点となります。促進区域 C については、次点との評価点の差が 30 点でありまして、それぞれの海域の評価点差で割り当て順が決まることとなります。具体的には促進区域 A、そして促進区域 C の順番で割り当てがされ、仮に落札制限の基準が 1 GW だった場合には促進区域 B に落札制限がかかるということになります。

次のページ以降については参考資料を添付しておりますけれども、落札制限の案について 6 月の合同会議で示した資料でございますので、説明は割愛させていただきます。

資料 1 についての説明は以上になります。

○山内座長

どうもありがとうございました。それでは、今ご説明を頂いた公募における基地港湾の利用に関する考え方ということについて、皆さんにご審議いただきたいと思います。先ほどもありましたけれども、発言希望のケースは手挙げ機能を使ってお知らせを頂かし

て、その順にこちらからご指名させていただきますが、事によると順番がちょっと違うということもあるかもしれません。その辺はご容赦いただきたいと思います。

それでは、いかがでございましょう。ご発言ご希望の方いらっしゃいますか。桑原委員、どうぞご発言ください。

○桑原委員

取りまとめをありがとうございます。前回、案1と案2、1ページのところに書いてある2案の中では、予見性、合理性、透明性のあるルールがつくれるのであれば案2もいいけれども、それが難しいのであれば案1のほうがよいのではないかと申し上げました。

今回案2の具体的なルール案が出てきたわけですが、残念ながら非常に複雑で、かつ評価点1でも他の海域の入札状況とか2番手との価格差に応じて落とされるかもしれないということで、予見性、合理性、透明性に欠ける状況になってしまうなという印象を非常に強く持っております。これでは案1のほうがよいのではないかと、そして、基地港湾の利用という観点では案1にして、入札の段階では基地港湾をひも付けて案1でやった上で、入札結果が出て落札者が決まった後に事業者間で調整が行われるのであれば、その余地を残すような方向性のほうがよいのではないかと思います。

もう少し具体的に申し上げます。まず2ページを拝見すると、今回のルールは八峰、能代と男鹿、潟上の区域について、能代港、秋田港の利用を想定してこういう議論をされていると書いてありますけれども、仮にこのようなルールを議論するにしても、今回のケース限りであって、次のラウンド以降はそもそもこういう調整をしなくても済むように、あらかじめ港湾の利用期間を調整、整理した上で入札を行っていただきたい、非常に複雑な調整ですので、今回やるにしても次回以降はこうした調整がないようにやっていただきたいと思っております。

今回の議論が八峰、能代と男鹿、潟上の区域に限られる、将来はそういう議論が必要なくなるということであれば、今回こういう議論をしていくということはまだ理解は出てきますけれども、そもそも八峰、能代の入札を中断しなければこんなことにならなかったでしょうから、八峰、能代の入札を中断したことで、こうした非常に分かりにくい制度を議論しなければならなくなっているということは非常に残念に思っております、その点は一言申し上げておきたいと思えます。

その上で4ページの案の α と β ですけれども、これを見ても案 α だと確かに事業者側としては複数案を出さざるを得ないと思えますので、非常に負担が大きくなることが予想されると思います。

一方で案 β のほうは計画の再提出、再評価をやる必要が生じるという結果になると、落札制限もあるので、再提出、再評価が終わるまで全体の結果が決まらないということになって、入札にかかる期間がさらに伸びる、迅速性が重要とこれだけ議論している一方で、こういう調整を入れることでさらに時間がかかってしまうということになってしまいます。

さらに再提出、再評価に参加できるのが公募参加者①、③、④ということになるわけで

すが、この参加者たちにどういう情報の開示を行うのか、再提出、再評価における情報の出し方によっては、基地港湾に関係ないところでの計画の練り直しも出てくる可能性があり、最小限の変更と書いてありますが、最小限の変更をどうやって記述するのかということも非常に難しく、本当に公正な競争になるのかなということも非常に強く懸念されるように思います。

それから、評価点1位の計画が2番手との計画の価格差や他の促進区域の結果によって落とされることになるので、例えば利用期間の重複程度が小さい場合などを想定すると、本当に最終的な結果を見て、事業者も国民も納得できるような合理的な結果になるのだろうかということも懸念されるところです。こうした点を考えていくと、あまりに予見性、合理性、透明性を欠く入札制度にするのはやめるべきではないかと思っております。

港湾の有効活用の点については、先ほども申し上げましたように、入札結果が出て、落札事業者が決まった後に、落札した事業者間での基地港湾の利用期間の調整の余地を認めて、計画を早めることができるのであれば、その点についての計画の変更を認めるといった対応のほうがよいのではないかと思っております。

以上です。

○山内座長

はい、ありがとうございます。次、原田委員、どうぞご発言ください。

○原田委員

いつもこの順番になってしまっているようですけれども、ありがとうございます。

桑原先生のおっしゃることは非常にもっともだと思います。一方でその後の調整ということで、そもそもどの港を使うということが一番有効なのかということ考えた上で事業者は計画を練ってくるので、その後の調整が本当にうまくいくのかなというのは考えなければいけないかなというふうには思います。

これはおっしゃるように非常に複雑で、ただ複雑ながらもパターン分けでお示しいただいたのはありがたいと思いますが、現在の制約を考えればこのような形にせざるを得ないということも理解はできるということです。私は、やはり港は有効に使うべきだということで、調整ができるのであればこういうやり方をしてみたいなとも思います。

一方で4ページ、今、桑原先生もおっしゃいましたけれども、私も案αではないかなというふうに思っております。というのは、3～4カ月の猶予を認めるということは、今、桑原先生おっしゃったように変更はどうかというのものあるんですけれども、全てのプロセスが遅れていくということになる。これは、地盤調査や風況調査等は、場合によっては1年のうちでも実施可能な時期は限られますので、1年遅れてしまうということもあるかもしれないというふうに懸念しております。これも繰り返しですけれども、迅速性が極めて重要というメッセージと矛盾する考え方になるかなという懸念がございます。

一方でこれはお願いなんですけれども、日本で洋上風力が本格検討された当初から、東北の日本海では港湾設備が不足するということは予想されていたわけでございますし、こ

の委員会においても何度か指摘されてきたことではあります。

この時点になってしまってから言っても仕方がない部分もあるんですが、今後セントラル方式に将来移行した後においても、特に要望地域や一定の準備が進んでいる区域を多く抱えているような、例えば北海道の西岸などでも潜在的にはこのような港湾不足による港湾施設の不足によって時期が遅れるというようなことも当然予想されるというところなので、港湾がボトルネックにならないように、ぜひタイムリーにしっかりご対応いただきたいというふうに思います。

以上です。

○山内座長

はい、ありがとうございます。次、石原委員、どうぞ。

○石原委員

石原ですが、今、両先生がおっしゃっていることは私も同感ですが、現状恐らく今回ちょうど秋田、要するに今回の件に限って言えば、ベストというよりベターの案は案βではないかと思っていまして、この案が少なくとも今の予測不可能というか、あと不公平の制度という観点から考えても、促進区域Aが選ばれて、Bの区域の1番とか2番、次に出し直すという機会を与えないと、ある意味では非常に不公平感が残されますので、したがって案αよりは案βではないかと思えています。

時間についてこの数カ月が追加されるということは、この案を見て当然そうなるのですが、一方、AもBも両方出すというのも事業者の負担になるので、どちらがいいかというのは非常に難しいですが、ここで決めるのであれば、1つは今の案βを軸に検討していただければというふうに思っています。

もう1点、実は今現在4つの基地港湾があって、今、秋田、能代以外に北九州と鹿島港なんですけど、今回の案件で言うところのように促進区域AとBというのは、1番目のスライドにも書いているように、私の理解ではこれが近接というのが前提なんです。近傍というのは促進区域前提で、このようなことが今後毎年起こることではないように思いますので、したがってこれが取りあえず今回の要するに今年度公募される案2について、うまくいい知恵を絞ってやっていっていただくことをお願いしたいと。

将来的に実は基地港湾、11にも拡大するということが検討されているので、その辺のことを踏まえて、ラウンド2の以後どういう形になるか。また、この委員会でご議論させていただく機会を頂ければ、その時また皆さん一緒に知恵を絞って、よりよい案をつくっていければと思います。

以上です。

○山内座長

はい、ありがとうございます。それでは、清宮委員、どうぞご発言ください。

○清宮委員

清宮ですけれども、皆さんの意見とほぼ同じ考え方を持っています。国交省は今回の秋

田港、能代港2つ使うことに対して、入札のシミュレーションをしているのであればその結果が今回反映されているのかと思いました。

シミュレーションということをしていれば、私は今度の入札は多分近いほうを使用するのがまず事業者を含めて考えることではないかと思っています。

現在三菱商事が先使用の権利を持っています。しかしいつの時期、どの期間秋田港、能代港を利用できるか流動的です。少し今回の資料はいろいろなものが決め打ちされているのではないかという気がしています。

それで α と β の案については、私は β のほうで再公募というのは、迅速性が非常に大事ですけれども、秋田港と能代港が計画通り使えるかということを考えると、2～3カ月は遅れ可能性があると思っています。

ただ、促進区域AとBで前回は議論になったことですが、1位の公募参加点200点が落ちるような案になっています。多分こういうシミュレーションがあり得るのかどうか分かりませんが、私は促進区域Bのほうで200点取ったほうがa港利用計画に優先されると思います。最高点を取った人が落ちて一番最後のほうに回るというシステムがちょっと私には理解できませんでした。

種々の条件を考えられたと思いますが、今回限りと言いつつも、ルールは次回入札の時もこれを全くゼロにしてやり直すということではないと思います。なるべく継続性のある皆さんが納得するようなルールを今回つくっていただければと思います。

以上です。

○山内座長

はい、ありがとうございます。次は大串委員、どうぞご発言ください。

○大串委員

はい、ありがとうございます。ありがとうございます。私も桑原先生と原田先生と同じで、 β の案がかなり練り過ぎになってしまっていて、なかなか分かりづら過ぎて、勝ったとしたらいいでしょうけれども、敗れた時の納得度の低さが港湾利用の有効化に勝るような即効性等ができないぐらいの話になるんじゃないかな。特に3ページなどで先ほど清宮先生がおっしゃいましたけれども、200点を取ったところが落ちるといような仕組みになっているというのは、やはり納得性からいってもおかしいのではないかと思います。ですので、できるかどうか分からないという話ですけれども、 α で行っていただいて、利用者が決定した次点で業者間の調整をまずお願いして、そこは柔軟に認めるというふうなほうがいいのではないかと思います。

それが5ページの落札制限のほうにも効いてくる話なのかなと思っています。点差で決めていらっしゃるけれども、例えば私が公募参加者①だったら、より大きな電力を発電できる海域を選びたいと思うので、Cで200点取ったかもしれないけれども、Aを選びたいというふうなことを思ったりもします。ですので、そうした場合に1つしか選べなくて、2つ、3つ1位を取ったところにはどこの海域を取りますかと聞いていただくといっ

た柔軟性もあってしかるべきなのではないのかなと思いました。もう少し応募するほうの公平性を担保して、応募してよかったと思えるような制度設計にしていかなければいけないと思いますので、そこの辺の工夫も必要だと思います。

以上です。ありがとうございます。

○山内座長

はい、ありがとうございます。次、飯田委員で、その次にまた原田委員でよろしいですかね。飯田委員、どうぞ。

○飯田委員

いろいろご苦労さまです。

まず、先生方とほぼ同じような感想ですが、一番最初に大事なところは、今回だけなのかどうかというのは非常に重要だと思っています。そこは十分決めていただけるといいかなというのが1つと、原田委員もおっしゃっていましたが、やはり港の利用は、今後もこのようなことが予想されるので、そこはぜひ改善していく方法を検討していただきたいと考えております。

その上で1つ質問です。先ほどの案 α 、 β の話ですが、3ページ目のところで点差の議論をされていますが、点差評価点1位の公募者というような点差の議論というのがこの後議論される事業実現性の評価点の引き延ばし、補正みたいなものが入ってくると、そこは区域Aと区域Bが比較できなくなってしまうのではないかということも含めて、補正前のものなのか補正後のものなのかというのを決めていただいたほうがいいと思いますというのが質問兼コメントです。

もう一つ、 α 、 β のお話で言うと、私は β 案のほうが良いと思っています、加えて清宮先生も先ほどおっしゃっていましたが、200点の公募者が落ちてしまうというのは、やはり先ほどのお話もありましたが、解せないなということになるだろうから、例えば、1位の200点の方だけに再提出でのむのかのまないのかという選択権を与えてあげるというやり方のほうがむしろよいのではないかと思います。残念ながらa港の利用が難しいという、B港でないといけないといった時に、自分は辞退しますということも考えられるのかなと思いましたので、1位と2位に同じように平等に評価するというよりは、やはり1位を取ったところも評価してあげるべきではないかなと考えております。

あと1点だけ、4ページ目のところに一番右下のほうに公平性の観点から計画変更を最小限とすべきというのがありますが、ここが具体的にどの項目かというのがもし指し示されるのであれば、再提出期間という部分も最低限でできるのかなと考えました。それは、やはり事業者からすると、a港利用、b港利用は利用の検討段階の中で実は両面評価をされているんじゃないかと予想したので、そういう観点で変更事項というのを明記するというのも1つの案と考えました。

以上です。

○山内座長

それじゃ、原田委員、どうぞ。

○原田委員

申し訳ございません。先ほど1点申し忘れたところで、私、 α がいいと申しましたけれども、今、飯田先生がおっしゃったように、a港に決めるという業者さんは、b港を一定程度考慮した上でのということだと思いますので、一番下に書いております公募参加において2つの提出も認めるという前提で α というように考えておりました。失礼いたしました。よろしく申し上げます。

○山内座長

はい、ありがとうございます。それでは、中原委員、どうぞ。

○中原委員

ありがとうございます。端的に発言させていただきたいと思います。

案 α は大変シンプルで、とてもいいと思うんですが、先ほどどなただったのでしょうか、飯田委員だったのでしょうか、これは今回限りなのかどうかというのを明らかにした上で、ことが必要というコメントがあったと思います。私も同じように考えています。今回の場合、非常に近接した2つの基地港湾をどういうふうにご利用するかということになると思うので、今回限りであるとするならば、 β のほうの案がやや合理的ではないかなと考えます。その理由は、やはり再提出させて調整をするということ、これをしたほうがいいんじゃないかなと考えます。

それから、そのことによる期間が3~4カ月ずれる、これは迅速性を論じているにもかかわらず、どうかなという疑問が提示されたかと思いますが、この点に関してはこの程度の時間をかけてでも調整をするというのが決しておかしくはないと思います。

それから一番最初、桑原委員からの発言にあったのでしょうか。ある程度決まったところで事業者間で調整するというふうなことに私も賛成です。それぞれ再提出の際に当たっても、事業者間で調整する、そのことによってより合理的な相互利用、基地港湾の利用というのが進めばいいかなというふうに思います。

最後に、案 α の一番下の行に書いてあります、先ほどコメントありました2つの計画提出を認めるというのが伴うのであれば、一般的には案 α でもいいかと思いますが、繰り返します。今回に限れば案 β のほうでいいんじゃないかなという気がいたします。

以上です。

○山内座長

はい、ありがとうございます。それでは、加藤委員、どうぞご発言ください。

○加藤委員

はい、ありがとうございます。今回のご提案でもし行くとした時に私が気になっているのは、これは異なる促進区域間で点差を絶対的に使っているということにあります。1点の重みが、促進区域が異なった時に同じというふうに理解していいのかどうかということについてできれば教えていただきたいなと思います。

以上です。

○山内座長

はい、ありがとうございます。それでは、桑原委員、どうぞご発言ください。

○桑原委員

ありがとうございます。1点、先ほど私の発言について誤解があるといけませんので、私が事業者間で調整をと申し上げたのは、あくまでも全ての入札が終了した後、完全に落札者が確定した後に、事業者間の調整、それがワークするかどうか分かりませんが、その事業者間の調整の余地を認めてはどうか、それによってより早くできるという余地があるのであれば、それを認めたらどうかということをお願いしたものでございます。入札手続きの中で事業者間の調整をやるというのは、まさに談合そのものになってしまうので、それは絶対に駄目だろうと考えております。念のため補足をさせていただきました。

以上です。

○中原委員

中原です。桑原先生、ありがとうございました。ご指摘のとおりと私も理解しております。

○桑原委員

ありがとうございます。

○山内座長

はい、ありがとうございました。他よろしいですかね。たくさんご意見頂いて、それぞ
れの方からいろいろなご意見が出たというのが実態だと思いますけれども、事務局のほう
からコメントないしご質問も幾つかありましたので、お願いしたいと思っておりますけれども。

○加賀谷室長

さまざまな面からのご意見頂きまして、どうもありがとうございました。

ご質問頂いた中で飯田委員、あと加藤委員から異なる海域での点差の比較だとかという
話がありました。こちらについてちょっと補足をさせていただきたいと思っておりますけれど
も、今回の海域の比較に関しては、事業実現性の評価、引き延ばしを行うという前提で比
較をするという考えでございます。海域によって特性、点数の傾向に違いがあるというこ
とで、異なる海域の点差の大小関係を比較できるのかという問いかと思っておりますけれど
も、先ほど申し上げましたように引き延ばしをすることによって、価格点と同様に事業実現性
の点数補正を行って相対評価を行うことによって、各海域の特性の違いですとか、それ
による評価点の傾向、分布の違いだとかを考慮して、異なる海域の点差の大小関係を比較
できるというように今のところ落札制限の考えを引用して想定してございます。

あといろいろ今回ご意見が出てまいりましたので、また事務局として考え方をまとめた
いと思っておりますけれども、事務局といたしましては、まずそもそも今回かなり複雑なル
ールを提案させていただいていることに関しては、これが是であるというふうに考えており
ませんので、基本的にはやはりこういった近傍の海域、促進区域で同時に公募が起こらな

いような方向に考えていく必要があると思っておりますが、現状、基地港湾を利用する、最大限活用するといったことで、効率的に利用、運用できるというルールを今回どうしても考えることになったということで、そういった背景についてご理解を頂きたいと思っております。

そういった中で案のいろいろと負担感の話が出ておりましたけれども、事務局としては案の α に関しては、やはりあらかじめ促進区域を利用できるというふうに考えている方が複数の案を考えるとということになるので、事業者側の負担、またこちら側の審査の負担は非常に大きい案かなと考えております。

また、案の β の関係でございますけれども、落札の可能性がある者のみの再提出になるので、事業者負担の増といったものは最小限にとどめられるのではないかなというふうに考えております。

いずれにしても、本日頂いたご意見を踏まえまして、具体的にこちらに関しては公募占用指針の案で最終的に記載することになりますので、次回の合同会議に向けて本日頂いたご意見を踏まえて、複数の運用ルール案についていろいろとメリット、デメリット整理した上でご紹介して、またご審議を頂きたいと思っております。

以上です。

○山内座長

はい、ありがとうございました。よろしゅうございますかね。追加的なご発言ありますか。何かあればまた後ほどまとめてということにさせていただきます。

(2) 残る論点の考え方について

○山内座長

それでは、議題の2に移りますが、議題の2は残る論点についての考え方、資料2をご説明いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○石井室長

それでは、資料2をご覧いただければと思います。残る論点についての考え方でございます。

1 ページ目おめくりください。事業計画の迅速性評価についての残る論点でございます。前回の合同会議までの整理ですけれども、前回のご議論を踏まえまして、迅速性の評価については以下のとおりであると我々考えております。事業者の予見可能性の高さから運転開始時期に対する絶対基準を設けて評価すると。

2つ目ですけれども、数カ月の計画遅延の可能性も踏まえつつ、より早期の運転開始を促すインセンティブを設ける観点から、要すれば階段形状の段階的な評価基準とすると。

3つ目ですけれども、拙速な計画ではなく、事業計画の実現性の観点も考慮し、より確からしい計画をより高く評価できるよう、事業計画の実現性の評価点が5割未満の場合は

0点とし、5割以上の場合には、運転開始時期に応じた点数に事業計画の実現性の配点40点に対する比率を乗じた値を事業計画の迅速性の評価点とするというものです。

これが前回合同会議でご議論いただいた整理だと思っておりますが、残る論点①でございます。前回の合同会議でご議論いただきましたけれども、迅速性を評価するに当たっては、ペナルティの設定が重要であるというご指摘を頂きました。したがって、迅速性評価導入に伴うペナルティ設定の方法について検討する必要があります。

具体的には、運転開始予定日をより早く設定した場合のメリットが、選定後の遅延によるデメリットを上回る場合、あらかじめ遅延することが分かっているながら、早めの運転開始予定日を提案する恐れがございます。

したがって、事業者にとって適切な計画を作成、提案いただくために、運転開始予定日から遅延した場合のディスインセンティブですとかペナルティというのを適切に設定する必要があります。

それから残る論点の2つ目でございます。階段形状で評価をする段階的な評価基準については、エネルギーミックスの目標、2030年度ですけれども、それとの整合を前提として、まさに本日、資料1でご議論いただきましたように、各基地港湾の利用可能期間を踏まえ想定される最速の運転開始時期を考慮して、区域ごとに設定する必要があるのではないかというものでございます。

続いて2ページ目お開きください。具体的に論点①についてです。これは事業計画の迅速性の評価に対するペナルティの設定ですけれども、一定の前提の下で遅延を織り込んで運転開始予定日を提案する場合のメリットについてここで示しております。

具体的に下のほうのグラフを見ていただければと思いますけれども、まずグレーの灰色の丸ですけれども、これが真の運転開始予定日ですけれども、そうであるにもかかわらず、1年近く前倒しをして、オレンジの丸になると、要すれば遅延をあらかじめ織り込んでいながら、運転開始予定日をこちらで提出されるというケースが想定されます。この場合、要すれば15点から20点に5点が上乘せされることとなります。そしてその5点が供給価格に換算すると何円に相当するかということなんですけれども、これは各海域の区域ごとの最も低い基準価格に応じて変わりますので、上のほうの青いところを見ていただければと思いますけれども、例えば最低の基準価格がkWh kWh kWh kWh kWh当たり10円の場合、この5点は価格換算しますとここに計算式を示しておりますけれども、xに当たりますが、0.43円/kWhになります。これは総売電収入換算しますと約120億円でございます。

同じように最低の基準価格が15円/kWhの場合は、総売電収入換算が約180億円、20円/kWhの場合は240億円というふうになります。厳密にはFIP制度のため、あくまで基準価格ベースでの値になりますので、ぴったりこの金額が総売電収入になるわけではありません。

加えて下のグラフの横に前提というふうに点線枠囲いに書いておりますけれども、一定

の前提を置いておりますので、規模感としてつかんでいただければと思っております。これらの部分がまずメリットになります。

他方で2ポツのところに書いておりますけれども、遅延を前提とした運開予定日で計画提案させないためには、今ご説明したメリットを超えるディスインセンティブですとかペナルティが必要です。

具体的には、まず(1)ですけれども、事業実現性評価による重み付け、これは前のページの③のⅡでお示ししましたけれども、計画の確からしさ、確度を加味した上で運転開始予定日の評価を行うというものですけれども、事業実現性評価による重み付けが1つ目と。

それから2つ目が、迅速性評価点が変更となる遅延が生じた場合に、保証金を没収するというもの。

3つ目が遅延による売電期間、収益が減少するというもの。

そして、4つ目が入札参加資格の停止といったことが考えられます。

こういったディスインセンティブやペナルティを設定することで、遅延をあらかじめ織り込んだ上でのメリットを上回り、遅延前提の計画策定を抑止できるのではないかというふうに考えております。

続いて3ページ目ご覧いただければと思います。こちらが残る論点②ですけれども、迅速性の評価基準設定の基本的な考え方でございます。基本的には、2030年度のエネルギーミックス目標の達成に資する計画を評価するという観点から、これまでお示ししておりますけれども、2030年度までに運転開始を予定している提案について迅速性を評価することとし、さらなる早期の運転開始を促すために階段形状の段階的な評価基準とする。ただ、資料1でもご議論ありましたように、基地港湾によっては利用可能期間の制約も想定されるので、各促進区域の状況に応じて、階段形状の段階的な評価基準というものを設定する必要があるのではないかと。

具体的にはそれぞれの基地港湾の利用可能期間などを踏まえて、想定される最速の運転開始時期を考慮して、満点となる運転開始時期を設定します。その上で、2030年度までの期間について、段階評価することとしてはどうかと考えています。

ただ、これはこれまで合同会議の中でも委員からご指摘いただいておりますけれども、洋上風力発電のような大型プロジェクトでは、数カ月程度の遅延は十分に起こり得るという点を踏まえまして、数カ月程度の運転開始予定日の差に評価上の差を設けることは合理的ではないと考えております。このため、段階的な評価基準については、まさに階段のステップの幅に当たりますけれども、半年から1年以内になるようにしてはどうかということでございます。具体的にお示したイメージが下の図でございます。

続きまして4ページ目でございます。こちら国交省さんからお願いします。

○加賀谷室長

続きまして、事業実現性評価点について説明いたします。これまでの議論を踏まえて、

政策的に重要なポイントについて評価の差異が現れるように、事業実施能力について配点等の内容を見直し、引き続き事業実施能力を 80 点満点で評価。そして、地域との調整と地域経済等への波及効果の合計点を 40 点満点として、合計 120 点満点で評価するということ。

そして、事業実施能力の 80 点については、事業計画の迅速性、事業計画の基盤面、事業計画の実行面、電力安定供給それぞれ 20 点ということで、これまでの議論で整理をしてみました。

残る論点ということで、事業実現性評価点の補正ということでございますけれども、国民負担の抑制と事業の確実な実施の両立の観点から、供給価格と事業実現性を 1 対 1 の同等で評価するため、最高評価点者が必ず 120 点満点となる供給価格点の算出式と同様に、事業実現性においても最高評価点者が必ず満点（120 点）となるよう点数の補正を行うこととしたいと考えております。

それで事業実現性評価点の式についてですけれども、こちらに書いてあるとおり、公募参加者の最高評価点を分母にして、提案者の評価点を除して 120 点を乗じるものになります。

なお、事業実現性評価点の補正を行わなかった場合と比較して、供給価格点の比重が相対的に低下し、国民負担の抑制が図られないといったご指摘もこれまで頂いているところでございますけれども、供給価格点の算出式については、より低い供給価格を導出し得る方式となっております。今後の公募においても供給価格を重視した提案が引き続き期待できるものというふうに考えてございます。

次項の参考資料については、6 月の合同会議で示している価格評価における価格差と価格点差の関係を添付しているものでございます。

事業実現性の評価点の説明については以上でございます。

○山内座長

はい、ありがとうございました。それでは、議題 2 の残る論点でございますが、経産省側、エネ庁側、それから国交省側両方ございまして、これについてご議論いただきたいと思っております。随分論点としては絞られてきたかなと思っておりますが、どなたかが発言ご希望あれば、先ほどと同様に手挙げ機能でお願いしたいと思っております。桑原委員、どうぞご発言ください。

○桑原委員

毎回最初に先陣切ってすみません。取りまとめありがとうございます。2 点ほどコメントさせていただきます。

まず 2 ページ目の保証金の没収のところでございますけれども、従前から事業者のヒアリングなどでも不可抗力の場合をどうするのかといったところで懸念が出ていたところかと思っております。不可抗力以外にも事業者の合理的なコントロールを超えるような事象をどこまで考慮するのかというのは、つくり込みのところではなかなか難しい問題になってくる

と思いますので、そこもしっかり整理をして、事業者側の予見性を確保できるようにご対応いただきたいと思います。

それから、資料2の3ページのところでございますが、2番目のところにそれぞれの基地港湾の利用可能期間等を踏まえて想定される最速の運転開始時期とございます。ここは資料1の議論とも関係しますけれども、複数の港湾が利用可能な場合にどこをベースにするのかということも影響するところなのかなと想像しておりまして、基本的にはベースとなる基地港湾があり、そのベースとなる基地港湾の利用を前提に、最速の運転開始時期を設定するほうが公平・公正ではないかなと考えておりますので、その点についても今後しっかり整理をする必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○山内座長

はい、ありがとうございます。また同じ順番ですけれども、原田委員、どうぞご発言ください。

○原田委員

ありがとうございます。まず、事業実現性評価において最高評価点者は必ず120点で、あまり詳しいご説明はなかったかと思いますが、点数の補正の件です。この補正については、個人的にはこれまでも反対の意見を述べさせていただいておりました。反対してきた理由と申しますのは、今回実現性の各項目について、どうしたら満点のトップランナーになれるのか、またミドルランナーとの差異は何かということにかなり詳細にご説明を施していただいたと思っております。これは非常に良い改善点だったと感じております。

ですので、その点から言うと、事業者としては積み上げで結局自分たちが何点取れるのかということが見通しやすくなって、そういう絶対評価的なアプローチで点数を積み上げてくるということはある意味促している中で、それを最終的に結局何点取れるかという段階になって、また相対評価になってしまうというのは違和感があるなと思います。

ただ、補正するという精神はあくまで価格と事業実現性を1対1にするということを目的としているというふうには考えられますので、この委員会の創意として絶対評価の積み上げによる予見性よりも、1対1ということが重要という判断をするということなのであれば、そういう理解をすると考えているところです。

それから、ペナルティの設定についてでございますけれども、2ページの2の(4)のところ著しく遅延した場合の入札参加停止というのについてはちょっと厳し過ぎるのではないかなというふうに感じます。もちろん大災害等の不可抗力、桑原先生おっしゃったように除外されるということだと思いますけれども、何が不可抗力なのかというのは、このような大きな工事ではしばしば争点になるということでもございます。

また、1ポツのところ幾つかのタリフとその計算式をお示しいただいてご説明ございましたけれども、ご説明の中でご指摘されていたように、今回からFIPが導入されますので、マーケットの発電量が、全体の発電量が大きい時には、FIPのプレミアムが受け

取れない時間帯も出てくるということを考えると、実際には迅速性のインセンティブはこの計算式よりも低くなるということになると思います。逆に言うと、相対的に遅延のディスインセンティブはより効いてくるというふうに考えられますので、その点を考慮に入れると、資格停止まで求める必要はないのではないかなというように考えます。

以上です。

○山内座長

はい、ありがとうございます。次に飯田委員、どうぞ。

○飯田委員

はい、ありがとうございます。取りまとめ、論点の整理ありがとうございます。

まず、迅速性の件については、やはり先ほども議論ありましたが、除外条件との関係が非常に重要と考えています。その時に今実際起きていることとしては、風車メーカーが全世界的な市場、事情でなかなか日本に届けられないとか、選んでくれないとか、売ってくれないみたいなことが起きたりもしているので、それは事業者の事由というよりも、そこに一緒に書かれているメーカーの事由になるので、そういう場合どうなのかなというのは思いました。

金額よりは入札参加資格の一定期間の停止という形で対応したほうが、価格点の操作とかもいろいろ発生しなくてよいのではと思いました。

事業実現性の評価点の補正については、先ほどお話ありましたが、やはり価格点と事業評価というのを1対1で同等にするという意味で、価格と同じ扱いにするという意味でも補正は、いいと考えております。

以上です。

○山内座長

はい、ありがとうございます。それでは、桑原委員、どうぞ。

○桑原委員

すみません、1点補足をさせてください。事業実現性評価のところは、これまで再三反対だと言っていたけれども、これが残っているので諦めモードで何も申し上げなかったのですが、原田委員から総意であればというようなご発言もあったので改めて申し上げたいと思いますが、1対1評価といっても結局次の点差との相対評価になるので、点数を合わせることに意味があるということではないと思います。再三言っていますけれども、そこを譲って落札制限があるから海域間の差異というものを考えてこれを入れたいというのが、もともとこれが再導入された時の整理だったと思うので、それからすると入れるのは落札制限がある間に限るとというのが本来の姿ではないかと思っています。もともと反対ではありませんが、入れるとしてもそれ以外にあまりロジックがないのではないかと思っているので、総意ということだとすると、私は引き続き反対だということを一言言わせていただきかけた次第です。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。石原委員、どうぞ。

○石原委員

石原です。迅速性に関しては、今回の改定案では事業の迅速性の評価の方法およびペナルティ、かなり具体的に示されていて、実際に迅速性をきちんと評価されることは評価したいと思います。この形で実施されれば、日本の洋上風力というのは、実はいろいろな観点があるんですが、さっき欧州の話も出てきたんですが、欧州だけじゃないです。アジアにおいて台湾とか韓国とかでは導入されれば、市場を日本に持っていくより、他の国のほうがいいじゃないかという話が毎日聞こえます。したがって、迅速性というのは単なる早いか遅いかということだけじゃなく、国際的に競争力そのものが失われるということを非常に危機感を持っています。日本に大量に導入され、なおかつきちんとなるべく早く導入されることが極めて重要と考えています。

事業性評価に関しては、一番最初から事業性の評価と供給価格の評価というのが1対1で評価するかどうかというのは根幹に関わる話です。どっちが優先してどっちが二の次ということであれば、それはそれでいいですが、そのことを議論なしで1対1というものを実際に実現できないということは、最初から危機感を持っています。

したがって、今回は供給価格と事業実現性の評価点数について、確実に1対1になることが担保されることは極めて良いことと思っていますし、将来的にこれがそうじゃないということをもし将来的に方針を変えるのであれば、この委員会で1対1というのは撤回するというのを宣言した上で議論していただきたいと思います。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。次は加藤委員、どうぞ。

○加藤委員

はい、ありがとうございます。大した意見ではないんですけども、ペナルティのところでは他の委員の方の意見と私も同意なんですけど、どういう時を遅延と呼ぶのかということについての定義があまり明確にされていない。例えば運転開始日が計画に著しいというんですけども、何ををもって著しいというのかもよく分からないし、遅延をどう定義されるつもりなのかということについて教えていただけるとありがたいです。

以上です。

○山内座長

他にいらっしゃいますでしょうか。中原委員、どうぞ。

○中原委員

ありがとうございます。私も2ページ目のディスインセンティブとペナルティについてコメントさせていただきたいと思います。

青い壁紙の2ポツの下に(1)から(4)まで4項目あります。私の理解がこれでいい

かということもあるんですが、(1)の重み付けと(3)はディスインセンティブのカテゴリーなのか。保証金を没収するとか、入札参加資格を一定期間停止するというのはペナルティかなというふうに理解するんですが、これらの中からどれかを適用するという考え方なのか、それとも(1)、(2)、(3)、(4)の順番に順次適用していくということなのか、これらのうちのどれかを適用するということなのか、そこら辺、私の理解が足りなかったせいもあるかもしれないんですが、補足的な説明を頂ければ大変ありがたいです。以上です。

○山内座長

はい、ありがとうございます。他にいらっしゃいますか。よろしいですか。

それでは、事務局のほうからコメント、御回答をお願いしたいと思います。

○石井室長

はい、どうもありがとうございます。

まず、保証金の没収、不可抗力といった面があるのじゃないかといったご指摘頂きました。事業者の側から見た時の予見可能性は極めて大事な点でございます。保証金の没収の免除事由というものは、これまでも公募占用指針の中でお示しをしておりますので、今後、個別具体的な公募占用指針を策定していく段階で、しっかりと不可抗力の内容ですとかそういったものを議論していきたいというふうに考えております。

したがって、最後に中原委員からも頂きましたけれども、(1)から(4)の中のどれを採用するのかとか、そもそも保証金として没収していくタイミングですとかそういったものも含めて、個別の公募占用指針の中でご議論していきたいと思っております。

それから、加藤委員から頂きましたけれども、どういった状態を遅延と呼ぶのか、著しいことの定義はというものですけれども、これも公募占用指針の中で議論していきたいと思っておりますけれども、例えば1つの事例としましては、迅速性を評価する際の階段形状がありますけれども、階段形状の階段が1ステップ下に落ちるような状況になれば、明らかに選定された時の点数から実質点数が下がるような状況になります。

したがって、例えばですけれども、そのような状況になるものを著しいというふうに定義するのもあろうかと思っておりますけれども、いずれにしても今後公募占用指針をまた別途、洋上ワーキング合同会議の中でご議論いただく中でしっかり検討していきたいと思っております。

経産省サイドから以上です。

○山内座長

じゃ、港湾局のほうから。

○加賀谷室長

事業実現性の引き延ばしとの関係でご意見頂いておりますけれども、事業実現性の評価に関してですけれども、今回評価基準の明確化ですとかトップランナーの1社縛りを撤廃するだとか、満点を事業実現性を取りやすい方向でいろいろと見直しが行われている一方で、

絶対評価で全てトップランナーにならないと満点にならないという状況、これには変わりがないというふうに理解しております。

それで必ず満点が出る価格評価点と算出式をそろえることによって、これも委員から意見が出ておりましたけれども、価格と事業実現性が1対1の同等に評価されるということを実現したいということでのご提案になります。繰り返しの説明になりますけれども、以上でございます。

○山内座長

はい、ありがとうございました。他によろしいですか。ここも少しいろいろご意見があるということのようでございますので、また後ほど考えたいと思いますけれども。

(3) これまでの議論を踏まえた公募プロセスの見直し案まとめについて

○山内座長

それでは、次に資料の3について、これまでの議論を踏まえた公募プロセスの見直し案、事務局のほうからお願いしたいと思います。

○石井室長

はい、承知しました。資料3をご覧くださいと思います。

こちらは、これまで合同会議の中で使用してまいりました資料をベースに、今回、内容面において変更、追加する部分を赤字で示した資料になります。

まず1ページ目をご覧くださいと思います。従前から合同会議の中でご説明している資料をベースにしておりますので、赤いところを中心にご説明してまいります。

下の2ポツの(2)ですけれども、事業計画の実現性を十分考慮した迅速性評価の実施でございます。これは資料2の中でご説明しましたとおりですけれども、段階的な評価基準については、エネルギーミックス目標との整合を前提としながら、各基地港湾の利用可能期間等を踏まえ想定される最速の運転開始時期を考慮して、公募占用指針において区域ごとに設定していきたいというふうに考えております。

それから、②のほうですけれども、迅速性評価の導入に伴いまして、事業者に必要な計画を作成、提案いただくために、運転開始予定日から遅延した場合のディスインセンティブやペナルティについて、公募占用指針において適切に設定していくというものでございます。

それから、次の2ページ目でございます。こちらについては、事業実現性評価点の補正でございます。先ほどの繰り返しになりますけれども、国民負担の抑制、それから事業の確実な実施の両立の観点から、供給価格と事業実現性を同等に評価するため、最高評価点者が必ず満点となる供給価格点の算出式と同様に、事業実現性評価においても最高評価点者が必ず満点(120点)となるように点数の補正を行うとしております。

3ページ目は変更ございません。従来からご説明しているとおりでございます。

そして4ページ目でございます。こちらは複数区域同時公募した際の落札制限でございます。下のほう、(5)をご覧くださいければと思いますけれども、前回の合同会議で委員の方々から事業者の予見性が大事であると。例えばセントラル調査に基づく公募を開始するタイミング、我々としては2025年を今目指しておりますけれども、そういったタイミングやエネルギーミックスの達成見込みなどを踏まえて、あらかじめ落札制限を適用する期間というのを明確にしておく必要があるのではないかとのご指摘を頂きました。

前回9月30日の合同会議を行いましたけれども、その日の午後にちょうど今年度の促進区域、有望区域等を公表させていただいたところです。新たに今年度3区域が促進区域となりまして、第1ラウンドと第2ラウンドの公募を合わせますと、これによって約3.5GWという形になります。したがって、2030年のエネルギーミックス、5.7GWの稼働というのを目標にしておりますので、そういった状況を踏まえますと、落札制限の対象とする公募については、現時点では今年度の公募を予定しております秋田県八峰町・能代市沖、秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖、新潟県村上市・胎内市沖、長崎県西海市江島沖のみとすると、2023年度の公募においては、区域の合計系統容量が1GWを大きく超える場合は、今年度の公募の結果も踏まえて落札制限の適用を検討したいというふうに考えております。

次の5ページ目は、従来の資料を掲載しておりますので割愛いたします。

続いて6ページ目です。こちらは最高評価点価格についてでございます。最高評価点価格の設定については、この合同会議の中でもご議論いただいて、委員の皆さま、大体方向性がそろっているかと思っておりますけれども、最高評価点価格があたかも供給価格の下げ止まりを狙っていて、国民負担の増加を招くのではないかと、そのように誤解されている部分がございますので、制度趣旨をより反映した名称に見直しをしたいと考えております。市場価格を十分に下回る一定価格、これを今まで最高評価点価格と呼んでおりましたけれども、これはゼロプレミアム水準というふうに呼ぶようにしております。そのように資料をここでは修正しております。

続いて7ページ目も同様でございます。

最後8ページ目でございます。こちらは第三者委員会の委員の氏名についての公表についてでございますけれども、これまでも合同会議の中では一定期間置いた上で公表するというので、委員の皆さまからご意見頂いておりましたけれども、具体的に公表するタイミングについて記載をしております。

第三者委員会の委員についてですけれども、(3)でございますが、事業者選定終了後に、公募占用計画を認定する際に併せて委員名を公表するというふうにしております。

資料3については以上でございます。

○山内座長

はい、ありがとうございました。修正案ということで資料3のご説明いただいたところですが、全体について同様に皆さんのご意見を伺いたいと思います。いかがでございますし

よう。どなたかいらっしゃいますか。桑原委員、どうぞ。

○桑原委員

毎回すみません。取りまとめありがとうございます。

1点だけ、4ページ目の落札制限のところでございますが、これまでの委員会でも予見可能性という観点で黎明（れいめい）期というお話もございましたけれども、いつまでやるのかということを確認にしたほうが良いという話が出ていたと思います。そこで今年度はやります、23年度は1GWを大きく超える場合は検討ということですが、その先は基本的には黎明期は脱し、落札制限を行わないと言えるのであれば、そこまで言うだけいただいたほうが予見可能性という観点では良いのではないかと考えております。

以上です。

○山内座長

はい、ありがとうございます。他にいかがですか。石原委員、どうぞ。

○石原委員

私も今の落札制限に関して、今書かれている赤字のところ、今年度について実際適用されて、今後2023年度において1GW超えた場合は検討するというを書かれているんですが、前回の委員会の時も一応申し上げたように、基本的に2つありまして、先ほどの石井室長も事務局のほうもお話ししたように、1つは今の第6次エネルギー計画の中に検討されている5.7GW、もう一つが一般海域のセントラル方式の採用というのは、そういった条件を満たしていれば、それ以後落札制限が適用しないというところを、最終的なゴールをもし示すことができれば、今のようなご心配はなくなるかなと考えていまして、基本的に私の理解ですが、再度事務局にも確認したいんですが、基本的にそういう考え方でよろしいですか。もし次回、残りが今の5.7GWに対してあと2.2GWというふうになるので、せいぜい1回ぐらいというか、次回どのぐらいの量になるか分かりませんが、今までは2.2GWというような公募はなかったので、今後出てくるかも分かりませんが、そういうことを考えてあと1回とか、あったとしても1回とか、最大は5.7GWというように理解してよろしいでしょうか。

○山内座長

はい、ありがとうございます。その他にいらっしゃいますか。それでは、取りあえず事務局からお答えいただきたいと思います。

○石井室長

桑原委員、石原委員、どうもありがとうございます。

2024年度以降はどうかというご指摘だったと思いますけれども、落札制限については、2024年度以降は原則適用しないということで考えております。途中で石原委員もご指摘いただきましたけれども、今年度これから公募するものですけれども、これを第2ラウンドというふうに呼びましたけれども、第1ラウンドと第2ラウンドは合わせますと、系統容量でいきますと3.5GW程度、エネルギー基本計画が2030年度に5.7GWの稼働です

ので、その差分について言いますと 2.2GWになります。年平均で1GW程度促進区域を創出していくというのが、2020年のビジョンの中でお示しをしたものですので、そう考えますと、2024年度以降については1GW程度ずつということで考えれば、原則適用するものではないというふうにわれわれ考えております。

以上です。

○山内座長

よろしいですか。ありがとうございます。他にご発言ありますでしょうか。

よろしければ、來生委員長からもこれまでの議論全体についてコメント頂ければと思います。よろしくお願ひいたします。

○來生委員長

來生でございます。昨日説明いただいた時に、ルール自体がすごく複雑になるなど。ただ、それは私がいかに年を取り過ぎて頭が十分に働かないせいかと危惧をしておったのですが、皆さん同じような印象だったんで少し安心いたしました。

基地港湾の問題について、ルールメイキングの話として、もともと価格一本というようなルールから価格と多様性の確保というある意味で相矛盾するような要素を入れるということで見直しをしているわけなんで、そうするとある意味でルール自体が複雑化していくというのは覚悟の上かなという気がいたします。

ただ、複雑化がある意味でやむを得ないとしても、プレーヤーにとって過度にルールが複雑で分かりにくいということになってしまえば、結局プレーヤーの数が長期にわたって少なくなってしまうという問題。そこは今日のご説明でも基本的には秋田・能代というところで基地港湾の問題は具体的には制限的に考えるということではあるんですけども、それはそれで長期にわたるプレーヤーの減少ということをあまり気にしなくてもいいのかもしれないけれども、結果において委員の皆さんからもいろいろご指摘がありましたけれども、選ばれるか選ばれないかという時の公平感というか、選ばれなかった時の残念感というか、理由のすんとふに落ちる度合いというのも結構問題だと思うんですね。

そういう観点で考えた時に、今日いろいろ頂いたそれぞれのご指摘ごもつともだと思っておりますけれども、私、 α で2つあらかじめ計画を出させるというのが、個人の意見としては比較的いいなと思っているんです。その理由は、今日皆さんあまりご指摘をされなかったんですけども、事業者にとって結果が出るまでの不安な時間の長さというのが α と β で違うんじゃないかという気がいたします。 α であらかじめ2案出させる。事業者にとってある意味でコストになる、コストが大きくなるというのは当然なんでしょうけれども、ある海域でやるという時に、海域の状況でそこは2つの基地港湾のどちらを利用した時にどうなるかということは、それぞれの事業者、当然ある意味で事前に検討している。そこは中心に出させるというのは、形式的にはコストの増だけけれども、実質的にはあまり大きな負担感がないのではないかと。

その時に、審査する側は確かに全部2案検討するということになるのとコストが大きくな

るけれども、申請者側のコストというのは、見かけほど大きくないのではないかというのが1つの理由です。

それから、 β の案は、結局 α の案はあらかじめ＝ギブン＝で2つ出さなきゃいけないという覚悟の上で準備をするということに対して、 β の案というのは決まるか決まらないかという不安な時間とといいますか、そこが長くなるんじゃないか。そうすると、そこがコスト感として大きくなりほしくないか。そんなことを考えると、単純にできるだけプレーヤーにとって分かりやすい覚悟ができる案というのは、 α で2案出させておくというのが個人の見解です。

残る論点のほうで、これは迅速性確保のためにペナルティを科す。これは当然だと思うんですけども、具体的には公募指針の中で具体化するというやむを得ざる事情とといいますか、ペナルティの対象にならない不可抗力とペナルティの問題って必ず一体で議論されるはずで、その時に法律をやっていますと不可抗力を具体的に明文で叙述し尽くすというのはまず不可能で、どんな時にでもある一般条項を入れて解釈の余地というのを残しておくかなきゃいけないということだと思うんですね。

そういう観点で考える時に、背後の条件の入札停止というのは、私はあまり入れないほうがいいかなど。観念的にはいいんですけども、解釈で最悪の場合、事業者と当事者、国を巡って訴訟になるということも考えられるわけですよ。訴訟になった時に、訴訟には時間がかかりますから、金目で争っているというんだったら、少々時間かかっても金目だけの決着がつく。入札の資格停止みたいになると、争う時間の長さということで、入札の制度をどう構築するかということにも依存していますけれども、入札停止の期間が問題になって、訴訟で決着つかない間は多分入札停止にせざるを得ないと。

そうすると、ただでさえ入札の参加者ってそんなに多くない競争的な世界なので、そこで事業者の数をもっと減らしてしまうということよりは、純粹に金目だけでペナルティを考えたほうがいいかなどというのが個人的な見解です。

いずれにしても複雑なルールになるということで、いろいろな意味でこれは時間を限ったことであるという場合には、その明確なメッセージを出すということと、それから複雑性を前提にしたしっかりした情報提供とといいますか、説明が必要であるだろうと。そんなふうに今日の皆さんのいろいろな議論を伺っていて考えました。

以上でございます。

○山内座長

はい、どうもありがとうございました。いろいろ考え方も皆さん、委員長から今ご指摘いただいたところではありますが、取りあえず今日のところで皆さんのまとめみたいなことを少しだけ申し上げると、1つは港湾の利用に関する考え方、あるいはそれに関する評価の考え方、少なくとも個別具体的な海域に係る事象だというふうに整理されたことだと思います。

それから、後半の資料の2で迅速性評価に係る満点のタイミングとか、あるいは階段形

状、それからペナルティ、港湾の利用可能性等も踏まえて、これも個別の海域ごとに設定していくということだと思います。こうした点については、運用指針に具体的な記載を盛り込むのではなくて、今後公募占用指針を策定する段階で具体的な考え方を盛り込むという方向で準備を事務局をお願いしたいと思います。

その内容については少し議論がありましたので、またいろいろ皆さんのご意見を聞きながらということになるかと思います。

それから、そういったところを除く点については大体収束しつつあるのかなと思っています。一般海域における占用公募制度の運用指針については、今回の議論も踏まえて事務局に必要な修正を施していただいて、別途委員の確認を取った上で、国において設定していただければということだと思います。

3. 閉会

○山内座長

ということによろしゅうございますかね。大変ご熱心にご議論いただきましたが、これをもちまして本日の合同会議を閉会とさせていただこうと思います。再度申し上げます。ご熱心にご議論いただきまして、ありがとうございました。